h　次の算式により算定した額
算式
h1×0.0200／0.0300
算式の符号
h1　算式の符号g1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
i　次の算式により算定した額
算式
i1×0.0450／0.0500
算式の符号
i1　算式の符号g1に同じ。この場合において、「平成21年４月１日から平成21年９月30日まで」とあるのは「平成21年10月１日から平成22年３月31日まで」と読み替えるものとする。
j　次の算式により算定した額
算式
j1×0.0250／0.0300
算式の符号
j1　算式の符号g1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と、「平成21年４月１日から平成21年９月30日まで」とあるのは「平成21年10月１日から平成22年３月31日まで」と読み替えるものとする。
k　次の算式により算定した額
算式
k1×0.0175／0.0375
算式の符号
k1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の２の２第10項第１号又は第２号に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるもの（平成21年４月１日から平成21年９月30日までの間に取得したものに限る。）について、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
l　次の算式により算定した額
算式
l1×0.0025／0.0225
算式の符号
l1　算式の符号k1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
m　次の算式により算定した額
算式
m1×0.0275／0.0375
算式の符号
m1　算式の符号k1に同じ。この場合において、「平成21年４月１日から平成21年９月30日まで」とあるのは「平成21年10月１日から平成22年３月31日まで」と読み替えるものとする。
n　次の算式により算定した額
算式
n1×0.0125／0.0225
算式の符号
n1　算式の符号k1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と、「平成21年４月１日から平成21年９月30日まで」とあるのは「平成21年10月１日から平成22年３月31日まで」と読み替えるものとする。
o　次の算式により算定した額
算式
o1－15千円×o2
算式の符号
o1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の２の２第12項に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
o2　平成21年度に適用される台数として総務大臣が調査した数
p　次の算式により算定した額
算式
p1－９千円×p2
算式の符号
p1　算式の符号o1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
p2　平成21年度に適用される台数として総務大臣が調査した数
q　次の算式により算定した額
算式
q1×1.0
算式の符号
q1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の２の２第５項第１号に規定する自動車のうち自家用の自動車及び自家用以外の自動車であるものについて、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
r　次の算式により算定した額
算式
r1－7.5千円×r2
算式の符号
r1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の２の２第５項第２号に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
r2　平成21年度に適用される台数として総務大臣が調査した数